

5. 事業所の指定等に関する手続きについて

A 事業所の新規指定

事業所の開設に関する事前相談の前に、知多北部広域連合が定めている基準を条例等にて必ず確認してください。



▲[参考ホームページはこちら](#)

サービス区分	参考条例等
地域密着型サービス	知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
	知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
居宅介護支援	知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
	知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
介護予防・日常生活支援総合事業	知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例
	知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則

地域密着型サービス

介護保険事業計画における施設整備の供給見込量に沿って、市町の介護保険担当課で公募を行います（地域密着型通所介護を除く。）。詳細は、知多北部広域連合または市町の介護保険担当課へお問い合わせください。



▲参考ホームページはこちら

	事項	内容
1	事前相談	事業所を開設する市町の介護保険担当課へ連絡し、指定要件とスケジュール、必要書類等を確認してください。
2	事前協議書類の提出	年3回開催される知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会の概ね2か月前までに、事業所を開設する市町の介護保険担当課へ提出してください。
3	ヒアリング	事業内容についてヒアリングします。
4	知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会への出席	7月・11月・3月に開催されます。
5	指定申請書類の提出	指定を受ける2か月前の月の末日までに知多北部広域連合へ提出してください。
6	現地確認	指定月の前月中旬に実施し、設備・備品等に関する基準を確認します。
7	指定	—

居宅介護支援

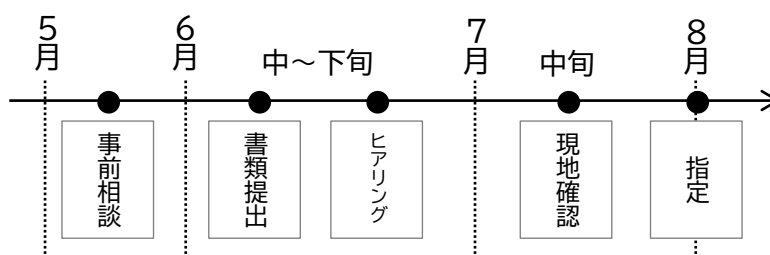
介護予防・日常生活支援総合事業

地域密着型サービスとは指定までのスケジュールが異なります。
指定可能な時期がずれる場合がありますので、時期に余裕をもって
ご申請ください。

※事業所の所在地が知多北部広域連合管外の場合は、
介護予防・日常生活支援総合事業の指定を行っておりません。

	事項	内容
1	事前相談	知多北部広域連合へ連絡し、 指定要件とスケジュール、必要書類等を確認してくださ い。
2	指定申請書類の提出	指定を受ける2か月前の月の末日までに 知多北部広域連合へ提出。
3	ヒアリング <small>(介護予防・日常生活支援総合事業のみ)</small>	事業内容についてヒアリングします。
4	現地確認	指定月の前月中旬に実施し、設備・備品等に関する基準 を確認します。
5	指定	—

例 8月1日開所の場合



B 事業所の指定更新

介護サービス事業所は6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います。

指定の更新を受けるためには、指定基準等を遵守して適正なサービス提供を行えることが必要です。

知多北部広域連合が指定する期日までに書類を提出してください。

地域密着型サービス

指定更新の可否を地域包括支援センター等運営協議会に諮ることになるため、開催月の約2か月前に対象事業所へ電子メールにて通知します。

提出書類一覧や様式についても電子メールに添付しますので、期日までに提出をお願いします。

居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業

指定有効期間満了月の約2か月前に対象事業所へ電子メールにて通知します。

提出書類一覧や様式についても電子メールに添付しますので、期日までに提出をお願いします。



休止中の事業所について

指定の更新を受けるためには、指定基準等を満たした上で、有効期間満了日までに事業の再開の手続き(P44参照)を行う必要があります。再開及び更新の手続きを行わなければ、有効期間満了後、指定の効力が失われ、介護報酬の請求が出来なくなります。

指定効力失効後、事業を再開する場合は、改めて新規指定を受ける必要があります。

C 事業所の廃止、休止及び再開

指定を受けた事業所は、事業を廃止、休止及び再開するときは、期日までに知多北部広域連合に届出を提出しなければなりません。

(1) 届出期限及び必要書類

内容	届出期限	必要書類
廃止	廃止の日の1月前まで	<input type="checkbox"/> 廃止・休止届出書 <input type="checkbox"/> 誓約書
休止	休止の日の1月前まで	<input type="checkbox"/> 利用者の引継ぎ状況がわかるもの <input type="checkbox"/> その他必要と認めるもの
再開	再開後10日以内 ※再開前にご一報ください。	<input type="checkbox"/> 再開届出書 <input type="checkbox"/> その他必要と認めるもの

(2) 届出方法

事前連絡した上で、以下の書類を知多北部広域連合まで持参してください。

※ 廃止・休止にあたっては、利用者の他の事業所への引継ぎ状況を必ず確認します。



休止について

休止の期間は原則6か月です。
期間内に再開が見込まれない場合は、
①再度、休止届を提出 ②廃止届を提出
のいずれかを行ってください。

空白のページ